

青色特報 8・9 月号

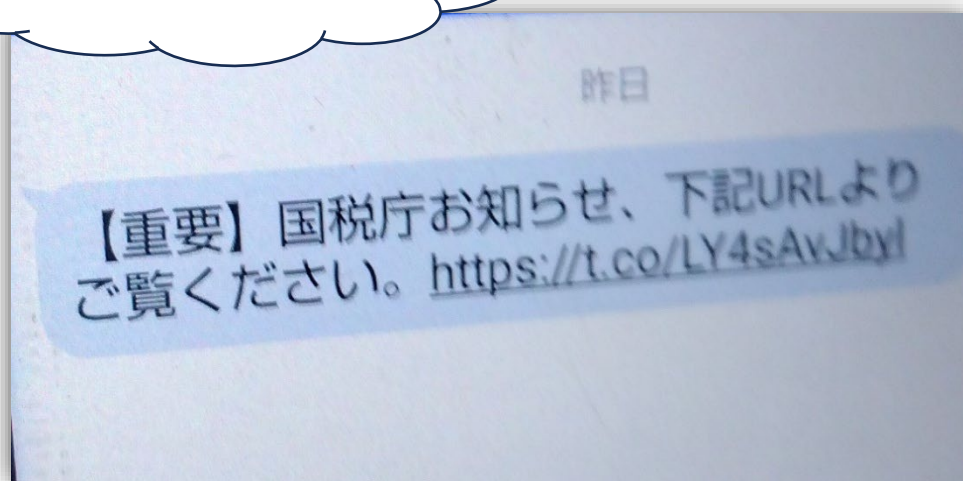
事務局からお知らせ

今年も早いもので、半分が終わりました。この夏は、気温 40 度前後が予想されていますので、お体をご自愛いただきますようにお過ごしください。

さて、7 月 10 日期日の源泉徴収事務お疲れさまでした。今年は定額減税が無くスムーズに指導が終了したように感じました。

これからも、細目な記帳を心がけていただきますようお願い申し上げます。

注意してください



会員さんからの情報で上記のようなショートメールが携帯電話に届いたそうです。国税局に問い合わせましたところ、この様な案件が多くなっているそうです。

国税局からは『下記 URL よりご覧ください。』とは表示せず、『所轄の税務署で相談してください。』と書き込むため、十分お気を付けください。

また、10 月 14 日で Windows10 がサポート終了になります。

ワードやエクセルなどのソフトは使用できますが、ブルーリターン A は使用できなくなりますので、早めの対策をお願いいたします。

ご自分で Windows11 に移行できる方は、早速バージョンアップをしておいてください。

① 指導・相談

6月・7月の中間記帳確認において、事務局へお越しになれなかった会員は、お早めに記帳確認にお越してください。特に、車両の購入など10万円以上のものを購入された会員は早めの相談をお願いいたします。また、入力などでご不明な点がございましたら事務局へご相談ください。

② 支部役員・班長合同研修会

日 時：9月29日(月) 午後4時

場 所：むすびの地記念館 2階

③ 税務お知らせ便

・前年分の確定消費税額が48万円超400万円以下の方が対象です。

(地方消費税を含めた場合は、60万円超500万円以下)

・中間納付税額：前年分の消費税額の1/2

・中間納付期限：8月末日

※中間申告は年1回です。

④ 弁護士による無料法律相談

毎月第3水曜日(要予約) ①10:00～ ②10:40～

⑤ 税理士記帳相談

毎月第3火曜日(要予約) ①9:30～ ②10:30～

⑥ 青色申告会各種共済制度と小規模企業共済制度

ケガの補償に！

「全青色傷害保険」(すべてのケガに対応)

■申し込み：年2回(3月・9月)

■補償開始：3月申込の場合(6/1スタート)

9月申込の場合(12/1スタート)

「交通事故傷害保険」(交通事故によるケガに対応)

■申し込み：毎年10月20日更新(補償期間 10/20～翌年10/20)

病気の補償に！

「疾病入院補償」(病気入院の補償)

- 申し込み：年2回(3月・9月)
- 補償開始：3月申込の場合(6/1スタート)
9月申込の場合(12/1スタート)

全青色共済(傷害特約付)

会員相互の扶助による総合補償です。

共済掛金は全額必要経費になります。(但し、傷害保険の掛金は除く)

- 申し込み：年2回(3月・9月)
- 補償開始：3月申込の場合(6/1スタート)
9月申込の場合(12/1スタート)

※全青色共済の新規加入年齢は70歳6ヶ月まで引き上げられました！

退職による老後の資金に！

「小規模企業共済」(退職金・公的年金等として受給)

掛金は全額、所得税および住民税の控除になります。

※取り扱いが独立行政法人「中小企業基盤整備機構」ですが、青色申告会が委託団体として窓口業務を行っています。

【夏季休暇のお知らせ】

8月14日(木)～17日(日)は、青色申告会事務局の夏季休暇とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

新規消費税課税事業者の方へ

令和 6 年分課税売上 1,000 万円超の方、またはインボイスを選択された方は消費税課税事業者になります。

各届出関係書類について、以下のようにご注意ください。

① 届出関係書類は提出されましたか？

◎課税事業者になられた方 → 届出書の提出が必要

「消費税課税事業者届出書」の事由が生じた場合、速やかに提出して下さい。

◎簡易課税を選択して申告される方 → 届出書の提出が必要

提出書類：「消費税簡易課税制度選択届出書」

提出期限：令和 7 年 12 月 31 日(令和 8 年分より選択の方)

※簡易課税制度選択は提出後、2 年間は変更できません。

② 消費税の計算ができる帳簿の付け方をしていますか？

一般課税選択事業者

売上・仕入・経費について課税・非課税等の区分が必要です。

また、帳簿への記載のほかに、請求書等を備え付けていなければ、課税仕入が認められなくなります。

簡易課税選択事業者

課税売上を第 1 種～第 6 種に区分することが必要です。

区分計算の必要がある方で、区分計算がされていないと、一番率の悪いところで消費税が計算されます。

インボイス選択事業者

免税事業者から課税事業者になりましたので、入力方法が異なる場合があります。お早めに事務局へご相談ください。